

静岡市議会 9月定例会 総括質問原稿

2025年9月29日
松谷 清

○議員（松谷 清） それでは、緑の党、松谷 清でございます。

通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

まず第1に、外国人住民との共生社会に向けてあります。

今回の参議院選挙は、外国人への差別、排外主義をあからさまにした政党が躍進しました。その手法は、多文化共生の理念をないがしろにし、虚偽情報を媒介にインターネットやAIという新しいテクノロジーを悪用し、国民の中にある漠然とした生活不安、不平等感を背景に仮想敵をつくり、日本人が優遇されていないとする愛国的ポピュリズムを鼓舞するもので、多くの国民の心に刺さりました。

こうした中、全国知事会は、鈴木静岡県知事がプロジェクトリーダーとして、政府に「外国人の受入と多文化共生社会の実現に向けた提言」を法務大臣に提出し、排外主義に懸念を示しました。難波市長も、記者会見で全く賛同できないと明言し、先ほど、午前中、杉本議員からの質問に、さらに明確な姿勢が示されたわけであります。

そこで、お伺いしますが、観点を変えお伺いします。

インターネットや生成AIなどが差別、排外主義を助長し、民主主義の基盤を崩しかねないと危惧しますが、市長はどのような認識か、伺います。

2つ目に、指定都市も8月4日、法務大臣ほか、外国人住民との共生社会の実現に向けた要請を行いました。

資料にございます。

技能実習から特定技能、育成就労への転換により、外国人の受け入れ拡大を図る方針をどう受け止め、自治体の役割についてどのように考えているか、伺います。

そして、在留期間が長期化する外国人住民に対し、相談活動の充実や日本語教育の体制整備、病院診療への通訳確保を図る課題があると考えますけれども、静岡市の現状と課題は何か、伺います。

また、相談や日本語教育を担っている静岡市国際交流協会の役割と評価について、どのように考えているか、伺います。

2つ目のテーマであります。

外郭団体のあり方と公共施設における指定管理者制度についてお伺いします。

市が出資する外郭団体は、新たに設立された土地等利活用推進公社を加え、13あります。政策型から成果指向型への転換の流れの中で、外郭団体の在り方に関するプロジェクトチームが5月に設立されました。

実は、2017年に、静岡市の外郭団体の活用及び連携に関わる指針が、行革審議会や国の公益法人制度改革などを経てまとめられております。

そこで、お伺いします。

外郭団体の役割と経営状態の検証を通じて、外郭団体の在り方や市との関係性をどのように考えるか。また、団体の解消も想定されているのか、伺います。

次に、外郭団体に関わる指定管理者制度について伺います。

今年度、施設の指定管理契約期間を終える外郭団体は、スポーツ協会など6団体と聞いております。

スポーツ協会について伺います。

静岡市スポーツ協会が指定管理を受けていたスポーツ施設の5年前の更新時には、公募であったものを非公募に変えているわけですが、どのような議論が行われていたのか、伺います。

2つ目に、今回の更新に当たり、民間からのサウンディングではどのような聞き取りを行っているのか、伺います。

次に、葵区赤松地区周辺の企業立地について伺います。

葵区赤松地区周辺には、大手物流業者、佐川急便グループの関連団体でありますけれども、2ヘクタールの配送センター計画が進行しております。事業者による地元自治会連合会への説明もあったようですが、住民の方々から厳しい意見が示されたと聞いています。

また、当該区域内の土地については、その大部分が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内農地、いわゆる青地農地に設定されており、企業が誘致されることで優良農地が減ってしまうことを大変懸念をしております。

そこで、2点お伺いします。

企業が赤松地区に施設を建設する場合、農業関係法令上、どのような手続が必要となるか、伺います。

また、市内の優良農地を確保する観点から、企業立地によって農用地区域内農地、青地農地が減少することについて、どのように考えているか、伺います。

この赤松地区は、企業誘致や留置の促進に向け、地域未来投資促進法に基づく、静岡市地域基本計画において重点区域に指定されております。

そこで、葵区赤松地区をどのような考え方で、地域未来投資促進法に基づく静岡市地域基本計画の重点促進地に指定したのか、伺いたいと思います。

○市長（難波喬司）

私からは、インターネット等と差別、排外主義との関連についての質問にお答えをします。インターネットやSNSなどの進展により、従来は紙や人づてでしか得られなかった情報に、誰もが時や場所を選ばずアクセスし、また、情報発信ができるようになりました。これは、好ましい側面があります。

その一方で、情報検索サイトに表示される内容については、検索エンジンの検索アルゴリズム、これは膨大な情報に順位をつけて、関連が高いと計算されたものから順番に上位に表示させるものですけれども、この検索アルゴリズムによって、本人がより関心を持つ内容が数ある情報の中から選択して表示されることになります。

また、確証バイアスと呼ばれますぐ、人には自分の思考や願望に合う情報を無意識に探す、そして、その一方で、反対意見となる情報を軽視、無視、場合によっては敵視してしまう傾向があります。

これらにより、同じ考え方の情報に偏って接し続けることで、他の考え方に対する機会が減少し、自分とは異なった考え方を受け入れることが難しくなることがあります。

また、生成AIについては、とりわけ最近では動画について、簡単にかつ高い出来栄えの偽のフェイクの映像を生成できるようになってきました。この偽情報は、自分の不満や不信と合っている場合には、この偽のフェイクの映像を真実と信じ込み、確認された事実や真実と誤認識し、他者への攻撃や非難を強めるということが実際に生じています。

1つの例ですけれども、先日の選挙に関連する不正について、私にも友人から動画が送られてきました。静岡市もこのような選挙不正をやっているんではないかといったものです。そんなことは、静岡市はできませんよと言いましたが、なかなか信じてもらえなかったというような状況があります。

このような現状を認識した上で、それらは、この生成AIにしてもインターネットにしても、検索エンジンにしても、技術そのものに問題があるのでなく、その使い方、使われ方、あるいは情報の送り手の考え方や受け手の捉え方の問題だと私は認識しています。

しかし、幾ら情報の送り手に道徳性を求めても、情報の発信方法が変わるとは思えません。やはり情報の受け手の意識を変え、判断力を上げていくという必要があります。

しかし、これについても、幾ら受け手に注意喚起をしても行動変容を期待できません。

全国、あるいは世界中でこのような問題が発生していますが、これらの対処方法については、私は答えを持っておりません。

しかし、少なくとも静岡市政運営については、市長自ら事実情報を愚直にかつ積極的に分かりやすく発信していくことが重要だと考えています。

これからも事実と異なる情報が発信され、静岡市政に関してですけれども、これからも事実と異なる情報が発信され、それが市政への信頼に影響するようなものであれば、何が事実かを根拠を持って分かりやすく説明するということを心がけていきます。

排外主義については、杉本議員の質問にお答えをしたとおり、私は全く同調いたしません。

多文化共生の重要性について、市民の皆様に理解をしていただけるよう、これは、多文化共生については、やはり不安を持つ方もいらっしゃいますので、そういう方々にも理解をしていただけるよう、今後も引き続き取り組んでいきます。

その他の質問については、局長より答弁をいたします。

○観光交流文化局長（岩田智穂）

外国人住民との共生について、質問にお答えします。

初めに、外国人の受入れ拡大を図る国の方針をどう受け止め、自治体の役割をどのように考えているかについてですが、外国人の受入れを拡大する国の方針に対して、静岡市は、指定都市市長会を通じて、外国人住民の生活支援の司令塔を内閣府に設置することや、自治体が行う受入れ環境の整備に対する交付金を拡大することなどを求めています。

国が日本経済を支える労働力として外国人を受入れていく中で、自治体は、生活者として外国人を地域に迎え入れ、地域の中で安心して暮らせるよう支えていく役割があると考えています。

次に、外国人住民の相談活動や日本語教育、病院診療への通訳確保の現状と課題についてですが、現在、静岡市では、困り事を相談できる窓口として、多文化共生総合相談センターを市役所静岡庁舎及び清水庁舎に設置しています。このセンターでは、7言語による外国語相談員を日替わりで設置し、16言語に対応したテレビ通訳も活用しながら十分な相談対応ができると考えています。

外国人住民の滞在期の長期化により、今後は相談内容が複雑化、多様化することが想定されるため、これらに対応できる相談員の数を増やすための財源確保が課題と言えます。

日本語教育の体制整備については、国の交付金や静岡市の補助金などを活用し、静岡市国際交流協会や市内のNPO、ボランティアが日本語教室を開催しています。静岡市国際交流協会は、教室の運営上の課題を共有し、日本語教育が円滑に進むよう、NPOやボランティアとの意見交換を行っており、意見交換の場では、学習機会の提供が十分でなく、待機者が出ているとの声が上がっています。

今後は、日本語教育のニーズが一層高まると予想されるため、日本語を教える人材や場の確保が課題と考えています。

医療通訳については、高度で専門的な知識を要し、人材確保が困難なことから、静岡県が県内全域をカバーする医療機関向けの電話医療通訳事業を実施しています。また、静岡市国際交流協会も医療通訳の紹介をしており、静岡市ではこれらの案内や外国語で診療可能な医療機関を紹介しています。

今後も外国人住民が受診する際に困ることのないよう、県と連携して取り組んでいきます。

最後に、静岡市国際交流協会の役割と評価についてですが、これまで長年にわたって外国人住民の相談支援をはじめ、日本語学習の場の提供などに取り組んできました。市民の皆様に寄り添う重要な役割を担っており、静岡市と協働して多文化共生のまちづくりに取り組む頼れるパートナーであると評価しています。

○総務局長（大村明弘）

外郭団体の検証を通じた団体の在り方や静岡市との関係性などについてですが、2017年に策定した静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針では、外郭団体のあるべき姿について、外郭団体は、市の政策の推進に欠かせないパートナーとして、市の行政機能を補完し、または代替するため、各団体の設立目的及び特性を踏まえ、市が求める各団体の役割を果たすとともに、各団体自らの創意工夫により、市民の福祉の増進に資する取組を積極的に行うものとすると示しています。

今回の外郭団体の在り方に関するプロジェクトチームは、最近の社会情勢や時代の要請を踏まえて、個々の団体の役割及び経営状況の検証を通じて、公益性の高いサービスの担い手として、時代の要請に適応した継続的な経営ができる団体とする目的に設置したものです。そのため、個々の団体の役割及び経営状況の検証が主目的であって、外郭団体の在り方や静岡市との連携により政策を推進するという関係性を見直すものではありません。

なお、本年末までに解散を予定している静岡市土地開発公社のように、その役割を終えたと判断した場合には、団体は解散することになります。

○観光交流文化局長（岩田智穂）

静岡市スポーツ協会とスポーツ施設の指定管理についてお答えします。

初めに、スポーツ施設の5年前の指定管理者更新時の議論についてですが、公益財団法人静岡市スポーツ協会の前身である静岡市体育協会が5年前に管理していた施設は、体育館や総合運動場などの9施設となります。

公募が原則である施設の指定管理の更新に当たり、改めて非公募で選定することの是非を議論しました。その際には、当協会が、静岡市が求める健康施策や生涯学習施策、週に1回以上スポーツをする人を増やす施策への貢献を政策的に推進できることを理由に、非公募での募集となりました。

また、外郭団体を非公募で選定するに当たり、公の施設の設置目的や施設の運営における市との緊密な連携の必要性、外郭団体の設立目的や特性なども論点となりました。

次に、民間からのサウンディング、すなわち民間事業者の知見や創意工夫を活用するための意見聴取の内容についてですが、指定管理者の募集に当たっては、公募が原則であるということを踏まえ、令和6年度に静岡市が主催する民間事業者との対話の場を利用し、静岡市のスポーツ施設における指定管理の方法について意見や提案を求めました。施設管理に係る経費の削減方法や、スポーツ教室に多くの参加者を呼び込む方法など、民間のノウハウを生かした運営方法について聞き取りを行いました。

その結果、複数の有効な意見や提案をいただいたので、それらを参考に、現在、更新手続を進めています。

○経済局長（稲葉 光）

初めに、企業が葵区赤松地区に施設を建設する場合、農業関係法令でどのような手続が必要となるのかについてですが、当該地区の農地の多くは、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画や農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域、青地に位置づけられています。

そのため、企業が施設を建設するには、まず、地域計画の位置づけを農業用地から農業以外の用地へ変更し、次に、長期的に保全すべき農地である青地から除外する必要があります。さらに、農地法に基づく農地転用の許可を受けなければなりません。

これら農業関係法令の手続においては、当該農地の変更、転用の是非に加え、周辺での営農継続に支障がないか、将来的に効率的な農地利用を損なわないかなどを市と農業委員会が審査します。このような関係法令に基づく適正な手続がなされた場合に、青地農地であっても施設の建設が可能となります。

次に、市内の優良農地を確保する観点から、企業立地によって農用地区域内農地が減少することについてどのように考えているのかについてですが、全国的に農地が減少している中、国において、食料安全保障の観点から、令和6年6月に農業振興地域の整備に関する法律が改正されました。この改正では、食料生産基盤である農地、とりわけ青地農地を長期的に保全することを目的としています。

静岡市でも、地域の農業を持続していくためには、優良な営農環境が必要であり、青地農地を保全することは重要だと考えています。

その一方で、青地農地でも農業用地として低利用、未利用の土地も見受けられます。これは、担い手農家の減少や高齢化などが主な原因です。単に青地農地を守るということではなく、農業者を増やす、あるいは農地を集約するなど、少人数でも営農可能な環境を整えることも重要だと考えます。

このため、企業立地等によって青地農地が減少する場合にあっても、静岡県が実施する土地改良事業などの農業基盤整備や、市による荒廃した農地を再生するための整地等の費用を助成する荒廃農地再生集積促進事業、農地集約をする際の農地の賃料等を補助する農地集約化促進事業によって、県、市が連携して生産性が高い農地の創出に努めています。

次に、葵区赤松地区の地域未来投資促進法に基づく重点促進区域の指定に関する考え方についてですが、まず、重点促進区域とは、市が農用地区域の除外、農地転用、市街化調整区域における開発許可に関する特例措置を活用できる範囲として定めるものです。静岡市では、市街地に比較的近く、交通利便性が高く、一定規模のまとまった土地が確保でき、周辺の農業への影響が少ない区域を指定しています。

指定された区域では、例えば高速道路のインターチェンジ近くへの食品関連物流施設や医薬品、食品関連の研究所、工場の立地が特例的に認められます。

赤松地区をどのように捉えるかについてですが、令和5年度の市の調査で、新東名新静岡インターチェンジや、国道1号バイパス千代田上土インターチェンジへのアクセス性に優れ、地区内に住宅等がなく、一部の農地が資材置場や駐車場になっている箇所もあり、平地で一団のまとまった土地を確保できるという評価をしました。

また、開発事業者へのヒアリングからは、同地区を含む新東名高速道路から国道1号バイパスの間のエリアが特に企業の立地ニーズが高いことが分かりました。

こうした状況から、企業立地において好条件を備え、企業の関心も高いことに加え、同地区を含む10ヘクタール以上の青地農地の南端に位置し、周辺農地の営農継続に支障がないことなどから、重点促進区域に指定しています。

○議員（松谷 清） それでは、2回目の質問であります。

市長から、技術と社会の在り方という、基本的な考え方、そして、愚直に事実を発信し続ける、これはネット社会におけるファクトチェックの大切さ、そのことをきちんと指摘をしていただきました。

局長からも、自治体の役割についても答弁いただいたんですけども、そのことを踏まえまして、市政運営の基礎情報における多文化共生・国際都市交流を読ませていただきますと、そこには、外国人の中で留学生が一番多く、留学生が安心して生活できる環境は、外国人全体が暮らしやすい社会とあります、と書かれてあるわけであります。

既に、留学生が卒業後も住み続けるための転入から就職まで、一元的にサポートすることを目的に、日本一留学生が住みやすいまちプロジェクトチームが昨年5月に設置されたと、午前中、答弁がございましたけれども、このプロジェクトチームは、これまでどのような活動を行ってきたか。また、留学生アンケート調査をやったらしいんですが、どのようなもので、今後どのように活用していくのか。

2つ目に、市内企業への就職のハードルが高いと書かれていますけれども、これは何なのか。

また、外国人留学生を経済的に支援する仕組みがあるのかどうか、伺います。

さらに、留学生の卒業後の就職は人口減少対策においてどのように位置づけられているのか、伺いたいと思います。

次に、外郭団体の在り方についてお伺いします。

今、市との関係性を見直すものじゃないよと、経営基盤とかサービスの在り方、そういうものを見ていくということなんですけれども、北九州市、東京都では外郭団体改革が進行しているとのことであります。

「月刊公益」という専門雑誌がありますけれども、その中に、外郭団体と自治体の共創関係を築けるかということが論じられておりまして、今、まさに外郭団体の在り方というものが大きな焦点になっているわけあります。

そこで、市は、外郭団体の経営にはどのように関与しているのか、伺います。

また、外郭団体への指定管理料、外郭団体の経営を支える原資となっています。昨年来、市職員の正規、非正規職員を含め、給与引上げ、退職金、休暇制度などの改善が進んでおります。指定管理料においても、これらを私は反映すべきだと考えております。

昨今、物価上昇、賃金水準の上昇は顕著となっております。賃金水準、物価水準の上昇を指定管理料にどう反映しているのか、伺いたいと思います。

そして、スポーツ協会の答弁があったわけですけれども、スポーツ協会の5年前の更新時には、公募であったものが非公募に転換していった答弁をいただいたわけですね。実は、その背景には、2017年の外郭団体指針、この答弁いただきましたけれども、資料がそこにあります。外郭団体の指定管理者としての活用について、経費削減の努力は当然として、コスト比較のみによって公募、非公募を選択しないなどが整理されていることが背景にあります。当時の2020年、指定管理者選定委員会の議事録を読んでみても、大変白熱した議論が展開されております。それらを踏まえて、スポーツ協会の総合評価は5年間、昨年についてもほぼA評価となっております。

今回のスポーツ協会の指定管理の更新に当たり、指定管理者選定委員会ではどのような議論が行われているのか、伺いたいと思います。

次に、葵区赤松地区周辺についてお伺いいたします。

そもそもあの地域は、麻機遊水地第1工区に隣接する巴川の流域治水の対象地域であるとともに、未来につながる緑の遊び場をテーマとした緑地公園、そして、周辺は水田・農業地帯、さらには、こども病院、特別支援学校、高齢者施設と医療・福祉・教育ゾーンとなっております。

こうした中で、この赤松地区の開発については、保全と活用の両側面の検討が必要であります。

国土交通省、農水省、環境省において、気候危機対策も含めたエリアマネジメントの観点から、グリーンインフラを組み合わせたまちづくり、地域づくりの方向が示されています。

仮に、企業が赤松地区に進出しようとした場合、手続として、先ほどの答弁のとおり地域計画、農用地地域の除外や農地転用、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域の特別措置の活用などがあるわけであります。これに関連しまして、農地の確保や企業用地の創出において、

エリアマネジメントやグリーンインフラの保全についてどのように考えて進めていくかとしているのか、伺っておきたいと思います。

○観光交流文化局長（岩田智穂）

日本一留学生が住みやすいまちプロジェクトチームに関する質問について、一括してお答えします。

まず、これまでの活動内容ですが、本年2月議会の平井議員の質問や本議会の杉本議員の質問にお答えしたとおり、留学生の定住を促進し、地域経済の活性化などにつなげていくため、留学生への市営住宅の提供や留学生と企業との交流機会の提供などを行っています。

留学生アンケートについては、留学生の生活実態を詳細に把握する目的で本年8月に実施し、市内の大学や短大、専門学校、日本語学校に在籍する市内在住の留学生881人から回答をいただきました。

現在、国籍、学校の種類、日本での滞在期間などの基本情報や生活上の悩み、日本人との交流、卒業後の希望進路などの回答を集計、分析しているところです。その結果を多文化共生の取組につなげていきます。

次に、市内企業への就職のハードルについてですが、静岡市が実施したアンケート調査から、静岡市内での就職を希望する割合が高いにもかかわらず、実際には県外への流出が多く、市内に就職先が少ないことが分かりました。

一方、静岡市雇用及び就業環境に係る実態・ニーズ調査では、495事業所のうち約86%が外国人を雇用していないと回答しており、その理由を尋ねたところ、言語や生活習慣、宗教などの違いや、住居の確保が難しいといった不安の声が上がりました。

こうした結果から、市内企業への就職のハードルは、特に、外国人を雇用することへの企業の不安であり、これを払拭し、受入れ先を増やしていくことが重要と考えています。

このため、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムなどと連携しながら、大学、短大等の留学生向けの企業説明会などで企業と留学生をつなぐ取組を進めており、併せて、外国人従業員が働く職場の好事例を紹介し、雇用意欲を高める取組を行っています。

次に、外国人留学生を経済的に支援する仕組みについてですが、大学、短大、専門学校、日本語学校で学ぶ留学生向けの奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構による貸付制度が利用可能です。静岡市では、従業員の奨学金返還を支援する企業に対して、その費用の一部を助成する奨学金返還支援事業補助金制度を令和7年度に創設しました。これにより、市内に就職する留学生などの経済的負担を軽減します。

最後に、留学生の卒業後の就職と人口減少対策の関係についてですが、留学生が市内で就職し、地域の中で活躍することは、多様性による新たな価値が創出され、豊かな社会に結びつくものと捉えています。留学生が住みやすいまちづくりを進めることで、静岡市の魅力がさらに高まり、結果として人口減少対策につながっていくものと考えています。

○総務局長（大村明弘）

外郭団体の経営に対する静岡市の関与についてですが、静岡市は、外郭団体が団体のビジョン及び具体的な戦略となる経営計画を策定するに当たり、団体に求める役割を方針書として定め、各団体はそれに基づき経営計画を策定しています。

また、静岡市は、毎年度、経営計画に基づき団体が実施する取組の状況や経営状況を評価し、各団体は評価結果を踏まえ、取組内容を見直すなど、必要な改善を加えています。

このように、静岡市は、外郭団体の経営の根幹を成す経営計画の策定及びその進捗管理に関与しています。

なお、外郭団体の法人形態にもよりますが、市職員が団体の評議員や理事などの役員に就任しており、評議員会などの会議体における経営計画や予算決算、その他重要事項の決定にも関与しています。

○総合政策局長（岡山卓史）

賃金水準、物価水準の上昇を指定管理料にどう反映しているのかについてですが、指定管理料は、指定管理者募集時に最新の民間賃金や物価水準を基に、施設の管理運営に必要な経費を積算し、金額を算定しています。

指定期間中の指定管理料は、原則、指定管理者選定時から据置きと zwar いますが、新型コロナウイルスや光熱水費の高騰など、特殊要因については、個別に協議した上で指定管理料の変更対応を行ってきました。

また、近年の賃金水準の上昇や物価高騰による影響は著しく、これに対応し、指定管理施設の安定的な経営を確保するため、令和6年10月に指定管理料スライド制度を創設しました。本制度では、指定期間中、賃金水準、物価水準を示す指標に1.5%以上の増減が見られた場合に、翌年度以降の指定管理料の変更を行うこととしており、令和7年度から指定管理期間を開始する施設から導入しています。

○観光交流文化局長（岩田智穂）

今回のスポーツ施設の指定管理の更新では、**指定管理者選定委員会**でどのような議論が行われているのかについてですが、各スポーツ施設の更新に当たっては、令和6年度に公募率の向上を目指して見直された基準に基づき、公募、非公募を再検討した上で、本年7月に行われた指定管理者選定委員会で、事前審議として募集方法や指定期間、市としての運営方針及び目標の設定などについて議論しました。

更新に当たっては、少子高齢化や健康志向の高まり、共生社会の推進、多様化するニーズへの対応など、近年のスポーツを取り巻く状況の変化を踏まえつつ、静岡市が求める施設運営が実行できる指定管理者を選定していきます。

○経済局長（稻葉 光）

農地や企業用地の土地利用において、エリアマネジメントやグリーンインフラの保全をどのように考えるかについてですが、先ほど答弁したとおり、食料安全保障の観点から、青地農地も含めた農地の確保は重要と考えています。

現在、静岡市の農地およそ1万ヘクタールのうち、高度利用されているのは約2,500ヘクタールで、約5,000ヘクタールは未利用、低利用農地となっています。農地面積自体は十分確保されていることから、今後は、農地としての生産性を一層高めていくことが大切であると考えます。

このため、生産性が高い農地を新たに創出する取組を進めることにより、農地の確保と同時に、市全体のグリーンインフラの保全につながるものと考えます。

静岡市としては、企業用地の確保に当たっては、耕作放棄地や低利用地を有効活用し、農用地区域内での立地となる場合には、農業への影響を最小限に抑えるように努めています。

そして、立地する企業に対しては、開発に関連する各種許認可の手続の中で、例えば、開発区域内に調整池や緑地の設置などの環境への配慮を求める、また、重点促進区域に特例措置を適用して立地する場合にあっても、建物と自然景観との調和や、立地後の緑化推進なども求めることとしています。

○議員（松谷 清） それでは3回目の質問をします。

通常、ここで3回目の質問をするんですけれども、今回は、ちょっと諸事情の中で、要望という形でやらせていただきます。

まず、留学生が定住化するまち、これは定住というか、外国人全体と言ったんだけれども、これは明らかに、先ほど局長答弁がありました、市長も午前中答弁されているんだけれども、この多様性のある静岡ということで、新たな価値がそこでつくり出されて、人口減少にも貢献できるんだということなので、この定住化する多様化するまちは、日本人を含めた地域全体が暮らしやすいまちにつながるということだと私は理解するわけであります。欧州やアメリカで広がる外国人との対立と分断、参議院選挙後に日本でも顕在化しております。JICAのアフリカ諸国に向けたホームタウン構想の撤回もその一例であります。

確かに、文化や言語、生活習慣の違いを乗り越えることは簡単ではありません。しかし、政令市で、神戸市に続き多文化共生のまち推進条例を持つ静岡市は言わば全国では先進市になるわけであります。その先進市にふさわしいまちづくりに邁進していただきたいし、ヘイトスピーチの禁止条項をぜひこの条例に加えることを要望しておきたいと思います。

私自身、済生会病院の支援を受けながら、地域の医療者、通訳者、一般ボランティアで、静岡市の保険年金課にも毎年サポートしていただいておりますけれども、今年で27回目の外国人のための無料健康相談と健診会に関わっております。原点は、1988年の七間町でのフィリピン人、マリア・クルスデスさんの餓死事件からであります。市民活動は静岡市の動向に大変注目していることをお伝えしておきたいと思います。

次に、外郭団体の問題でありますけれども、外郭団体の改革とスポーツ協会の指定管理の問題を取上げました。外郭団体が退職幹部、管理職の天下り先という時期はもう過ぎ去っていると、私は認識しております。

スポーツ協会の指定管理料、前回、5年前は公募から非公募に変わり、今回、先ほどの7月の会議で、原則、公募でいくということが決まったようありますけれども、その公募を前提に、分割発注も検討されていると推測されます。

民間のほうが価格が低い、サービスの質が高いという単純な発想はないと思いますけれども、2017年、外郭団体改革指針で、方向性は十分に出されているわけであります。こちらに座っている局長クラスの皆さんでも、その議論に参加している方が何人もいらっしゃるわけであります。

それらを踏まえて、公募から非公募に変わったわけであります。昨年の評価はA評価であります。サービスを高めるために外郭団体との意思疎通が重要であります。培われた専門性の高い優秀な人材が他市に流出し、人口減少にもつながります。丁寧な検討を要望しておきたいと思います。

次に、赤松地区の企業立地の問題であります。

麻機緑地は、今の経済局長の答弁を聞いてみると、どっちか分からないような言い方がされているんですけれども、国土交通省の2023年第4回グリーンインフラ賞で優秀賞を受賞しております。国土交通省後援の都市みらい推進機構の2024年土地活用モデル大賞で、都市みらい推進機構理事賞を受賞しています。

この隣に、2ヘクタールの物流の配送センターが造られるかもしれない状況なんですが、これも、これは大賞の意義をなくすものではないかと私は大変懸念をしております。

確かに、その場所を計画している企業は、2022年の台風15号で被災した企業でありますから、代替地を求めたいということはよく分かりますけれども、しかし、あの場所なのかという疑問を、大変私は持っているところであります。

農業のお米が足りないという中で、今ふさふさとお米があそこに稲穂をついているわけであります。周辺が医療・福祉・教育ゾーンということであります。

昨日も麻機緑地において、オニバスが生息するエリアにおいてキツネノボタン部のボランティア活動があり、アドバイザーの国立環境研究所気候変動適応センター副センター長の植物生態学・保全生態学の西廣淳先生とお会いしました。企業立地も大事ですが、このエリアがグリーンインフラとして全国的にも高い評価を受けている場所であり、地下水の問題では田んぼともつながっている、持続可能なまちづくりとは何なのか、丁寧な議論を求めたいとのお話をされておりました。開発をめぐる審査手続において、エリアマネジメント、グリーンインフラという保全の観点の基準項目をぜひ定めていただきたいと思います。

エリアマネジメント、グリーンインフラと、経済局長がお答えしていただいたんだけれども、本来、これは都市局長の答弁が必要なんじゃないかなと私は思っているところであります。この観点は極めて重要でありますので、ぜひ市長に、ここの問題は理解、まあ、深いと思いますが、理解を求めたいと思います。

以上で質問を終わります。